

第 9 0 回 宍 粟 市 議 会 臨 時 会 会 議 録 ( 第 1 号 )

---

招 集 年 月 日 令 和 2 年 4 月 2 8 日 ( 火 曜 日 )

---

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

---

開 会 4 月 2 8 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 ( 第 1 日 )

---

議 事 日 程

- |         |  |
|---------|--|
| 日 程 第 1 | 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名  |
| 日 程 第 2 | 会 期 の 決 定  |
| 日 程 第 3 | 第 25 号 議 案 宍 粟 市 消 防 団 員 等 公 務 災 害 補 償 条 例 の 一 部 改 正 の 専 決 処 分 ( 専 決 第 8 号 ) の 承 認 に つ い て |
| 日 程 第 4 | 第 26 号 議 案 宍 粟 市 税 条 例 等 の 一 部 改 正 の 専 決 処 分 ( 専 決 第 9 号 ) の 承 認 に つ い て                   |
|         | 第 27 号 議 案 宍 粟 市 国 民 健 康 保 険 税 条 例 の 一 部 改 正 の 専 決 処 分 ( 専 決 第 10 号 ) の 承 認 に つ い て        |
| 日 程 第 5 | 第 28 号 議 案 令 和 元 年 度 宍 粟 市 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 6 号 ) の 専 決 処 分 ( 専 決 第 7 号 ) の 承 認 に つ い て |
| 日 程 第 6 | 第 29 号 議 案 宍 粟 市 国 民 健 康 保 険 条 例 及 び 宍 粟 市 後 期 高 齢 者 医 療 に 関 する 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て      |
| 日 程 第 7 | 第 30 号 議 案 損 害 賠 償 に 係 る 和 解 及 び 損 害 賠 償 の 額 の 決 定 に つ い て                                 |
| 日 程 第 8 | 第 31 号 議 案 令 和 2 年 度 宍 粟 市 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 )                                       |
|         | 第 32 号 議 案 令 和 2 年 度 宍 粟 市 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 )                       |
- 

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

- |         |  |
|---------|--|
| 日 程 第 1 | 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名  |
| 日 程 第 2 | 会 期 の 決 定  |
| 日 程 第 3 | 第 25 号 議 案 宍 粟 市 消 防 団 員 等 公 務 災 害 補 償 条 例 の 一 部 改 正 の 専 決 処 分 ( 専 決 第 8 号 ) の 承 認 に つ い て |
| 日 程 第 4 | 第 26 号 議 案 宍 粟 市 税 条 例 等 の 一 部 改 正 の 専 決 処 分 ( 専 決 第 9 号 ) の                               |

承認について

	第27号議案	宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（専決第10号）の承認について
日程第 5	第28号議案	令和元年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）の専決処分（専決第7号）の承認について
日程第 6	第29号議案	宍粟市国民健康保険条例及び宍粟市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第 7	第30号議案	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
日程第 8	第31号議案	令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）
	第32号議案	令和2年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
追加日程第1	第25号議案	宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の専決処分（専決第8号）の承認について
追加日程第2	第26号議案	宍粟市税条例等の一部改正の専決処分（専決第9号）の承認について
	第27号議案	宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（専決第10号）の承認について
追加日程第3	第28号議案	令和元年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）の専決処分（専決第7号）の承認について
追加日程第4	第29号議案	宍粟市国民健康保険条例及び宍粟市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
追加日程第5	第30号議案	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
追加日程第6	第31号議案	令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）
	第32号議案	令和2年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

---

応 招 議 員（15名）

出 席 議 員（15名）

1 番 津 田 晃 伸 議 員

2 番 宮 元 裕 祐 議 員

3 番 榎 橋 美 恵 子 議 員

4 番 西 本 諭 議 員

5 番 今 井 和 夫 議 員

6 番 大 久 保 陽 一 議 員

7 番 田 中 孝 幸 議 員

8 番 神 吉 正 男 議 員

9 番 田 中 一 郎 議 員  
1 1 番 飯 田 吉 則 議 員  
1 4 番 実 友 勉 議 員  
1 6 番 東 豊 俊 議 員

1 0 番 山 下 由 美 議 員  
1 3 番 浅 田 雅 昭 議 員  
1 5 番 林 克 治 議 員

---

欠 席 議 員 ( 1 名 )

1 2 番 大 畑 利 明 議 員

---

職 務 の た め に 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名

事 務 局 長 小 谷 慎 一 君 書 記 大 谷 哲 也 君  
書 記 小 椋 沙 織 君 書 記 中 瀬 裕 文 君

---

地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名

市 長 福 元 晶 三 君 副 市 長 中 村 司 君  
教 育 長 西 岡 章 寿 君 企 画 総 務 部 長 前 田 正 人 君  
ま ち づ くり 推 進 部 長 津 村 裕 二 君 市 民 生 活 部 長 平 瀬 忠 信 君  
産 業 部 長 名 畑 浩 一 君 建 設 部 長 富 田 健 次 君  
教 育 委 員 会 教 育 部 長 大 谷 奈 雅 子 君

(午前 9時30分 開会)

○議長(東 豊俊君) 皆様、おはようございます。

ただいまから、第90回宍粟市議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

御報告を申し上げます。

大畑利明議員より本日の会議を欠席する旨の届けが提出されておりますので、御報告をいたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち諸般の報告をします。

報告1、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、専決処分事項の報告書が市長より提出されておりますので、御高覧願います。

報告2、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が監査委員から議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告3、地方自治法第121条の規定に基づき、今期臨時会に説明員として出席通知のありました者の職氏名は、お手元に配付しております議長宛ての通知書写しのとおりであります。

報告4、本日、市長から議案8件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(東 豊俊君) 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長より指名します。

6番、大久保陽一議員、7番、田中孝幸議員、以上、両議員に願います。

#### 日程第2 会期の決定

○議長(東 豊俊君) 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日、1日限りとしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

会期は、本日、1日限りと決定しました。

日程第3 第25号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第3、第25号議案、宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の専決処分（専決第8号）の承認についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 皆さん、おはようございます。よろしくお願ひ申し上げたいと、このように思います。

第25号議案の御説明に入ります前に、少しコロナ対策の関係について、御報告等々を申し上げたいなど、このように思います。

緊急事態宣言が兵庫県に発令をされて、明日で3週間がたとうとしておりますが、宍粟市におきましても、外出自粛を市民の皆さんに呼びかけておるところであります。27日、昨日現在、幸いにして市内の感染者は確認をされていない状況であります。改めて市民の皆様お一人お一人に取り組みに関して感謝申し上げたいと、このように考えております。

そういった中、テレビ等々でありますとおり、地方へ感染が広がりつつあると、こういう状況でありますので、なお一層予断を許さないということで、さらに気を引き締めて感染対策に取り組んでいきたいと、このように考えておるところであります。

宍粟市では、御案内のとおり総合案内の専用ダイヤルを設けまして、番号は62-2518であります。開庁時間の8時半から5時15分までということで、それぞれお尋ねになることについて、まず窓口をそこにしまして、相談先について御案内を申し上げます。多岐にわたっておりますので、そういう体制を整えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと、このように思います。

いよいよゴールデンウィークを迎えようとしておるところであります。政府は御承知のとおり、県外に出かけないと、こういうことも呼びかけております。特に帰省あるいは旅行、あるいは移動を踏まえてありますが、そういう要請をなされております。

宍粟市におきましても、国道あるいは県道を含めて外出抑制について横断幕を掲示するなどして呼びかけをしておるところであります。市民の皆さんを含めまして、このゴールデンウィークが大きな山でありますので、外出抑制に御協力をいただいたらありがたいと、このように考えておるところであります。

そういった中、5月6日までの緊急事態宣言ということではありますが、本日も宍

粟市の本部会議を開く予定をしております。同時に、県からの情報でありますと、この5月1日もしくは2日を含めて6日以降の状況も県の対策本部も決定なされると。早ければ今日にも出るというふうに聞いておりますが、いまだその情報は得ておりませんが、その情報をもとに、市の対策本部としても今後のありようを検討していきたいと、このように考えておりました。また、市長メッセージを通じてそれぞれ市民の皆さん等々にお伝え申し上げたいと、このように思います。どうぞ議員各位におかれましても、感染防止を含めてよろしく対応をお願い申し上げたいと、このように思います。

それでは、第25号議案、宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の専決処分（専決第8号）の承認につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

改正内容としましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正され、非常勤消防団員等の損害補償に係る基礎額の引き上げが行われたことに伴い、政令で定める基準と同様の補償が行えるように改正するもの、及び民法の一部を改正する法律の施行に伴い、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率について、改正を行うものであります。

なお、本件につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和2年3月27日に公布されたことに基づき、施行時期との整合性を図る上で急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分を行ったものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了します。

ただいま議題となっております第25号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託いたします。

#### 日程第4 第26号議案～第27号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第4、第26号議案、宍粟市税条例等の一部改正の専決処分（専決第9号）の承認についてから、第27号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（専決第10号）の承認についての2議案を議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第26号議案及び第27号議案の税関係2議案の専決処分の承認

を求める件につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

最初に、第26号議案、宍粟市税条例等の一部改正の専決処分（専決第9号）の承認につきましては、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、宍粟市税条例等の一部を改正するものであります。

改正内容としましては、土地または家屋について、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、相続人等の現に所有している者の氏名等を申告制とすること、及び所有者不明となった場合には、事前に使用者に対し通知した上で、使用者を所有者とみなすことで、固定資産税の納税義務者を明確にするものであります。

それ以外につきましては、地方税法等の改正や規定に伴う文言の改正、引用部分の条項ずれに対応する改正を行っております。

次に、第27号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（専決第10号）の承認につきましては、地方税法施行令等の一部が改正されたことに伴い、課税限度額の引き上げと、減額措置に係る軽減判定の所得基準額を見直すものであります。

以上、概要を御説明申し上げましたが、本件につきましては、いずれも地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに基づき、施行時期との整合性を図る上で急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分を行ったものであります。

それぞれ諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了します。

ただいま議題となっております第26号議案から第27号議案の2議案は、文教民生常任委員会に審査を付託いたします。

#### 日程第5 第28号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第5、第28号議案、令和元年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）の専決処分（専決第7号）の承認についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第28号議案、令和元年度宍粟市一般会計補正予算（第6号）の専決処分（専決第7号）の承認につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、災害復旧費に係る歳入におきまして、年度末間近に災害復旧事業が施越事業扱いとなり、補助決定が令和2年度となったことにより、特定財源が大きく減少することとなったため、当該特定財源の減額を行うとともに、不足する財源に、財政調整基金を繰り入れて対応することとしたものであります。

また、年度内完了に向けて進めてまいりました事業で、やむを得ない事情により完了が困難となったものの繰越明許費の追加及び変更を行ったものであります。

これらにつきましては、会計年度の終了間近で急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、これで質疑を終了します。

ただいま議題となっております第28号議案は、予算決算常任委員会に審査を付託いたします。

#### 日程第6 第29号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第6、第29号議案、宍粟市国民健康保険条例及び宍粟市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第29号議案、宍粟市国民健康保険条例及び宍粟市後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策として、労働者に発熱等の症状があり感染が疑われる場合は、仕事を休み外出を控えていただくことが重要であります。

そのため、感染拡大防止の観点から、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被用者に対する緊急的特例措置として、傷病手当金の支給制度を創設し、労働者が仕事を休みやすい環境を整備できるよう所要の改正を行うものであります。

諸事情御賢察の上、何とぞ原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、これで質疑を終了します。

ただいま議題となっております第29号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託いたします。



日程第7 第30号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第7、第30号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第30号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

令和2年2月15日午後3時50分ごろ、市の公用車が国道29号宍粟市山崎町三津217番地付近を南向きに走行していたところ、前方に停止中の一般車両に追突する事故が発生しました。

この事故の影響により、損害を受けた車両の修繕費、運転手への治療費、慰謝料、その他損害に係る費用が発生したため、本件損害に係る和解と損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

和解の内容につきましては、市公用車の運転について瑕疵があったことを認め、車両の修繕費等を賠償することとし、損害賠償の額につきましては、208万3,348円と定めようとするものであります。

それぞれ諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、これで質疑を終了します。

ただいま議題となっております第30号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託いたします。

日程第8 第31号議案～第32号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第8、第31号議案、令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）から、第32号議案、令和2年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の2議案を議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第31号議案及び第32号議案の補正予算2議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として緊急に対応す

るべきもののほか、公用車事故に係る賠償金について、追加で予算計上するものがあります。

最初に、第31号議案、令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出にそれぞれ8,308万4,000円を追加し、補正後の総額を232億1,308万4,000円とするものであります。

歳出としましては、新型コロナウイルス感染症対策経費として、感染症拡大の影響により経営に支障を来している市内事業者に対し資金繰りを早期に支援するための信用保証料助成金と、要保護・準要保護世帯への食の支援やマスク、消毒液の購入など感染症の拡大防止に活用した予備費について、まだ年度当初であり、今後の緊急やむを得ない案件に対応できるよう追加計上しています。

また、本年2月15日に発生しました公用車事故に係る賠償金を支払うための予算を追加しております。

歳入としましては、新型コロナウイルス感染症対策として、財政調整基金の繰り入れにより対応するほか、公用車事故に係る損害共済金の追加を行います。

次に、第32号議案、令和2年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策の一環として、特別調整交付金を財源に、感染するなどした労務に服することができない被用者に対し支給する傷病手当金を計上しています。

補正額は、歳入歳出にそれぞれ150万円を追加し、補正後の総額を45億6,729万5,000円とするものであります。

議員各位におかれましては、諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑がありますが、通告がありませんので、これで質疑を終了します。

ただいま議題となっております第31号議案から第32号議案の2議案は、予算決算常任委員会に審査を付託いたします。

ここで委員会審査のため暫時休憩をいたします。

午前 9時51分休憩

---

午後 1時25分再開

○議長（東 豊俊君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま予算決算常任委員長から第28号議案、第31号議案、第32号議案が、また、

総務経済常任委員長から第25号議案、第30号議案が、文教民生常任委員長から第26号議案、第27号議案、第29号議案の審査がそれぞれ終了したとの報告がありました。お諮りします。

第25号議案から第32号議案の8議案を日程に追加し、追加日程第1号から追加日程第6号として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

よって、第25号議案から第32号議案までの8議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

暫時休憩いたします。

午後 1時26分休憩

---

午後 1時27分再開

○議長(東 豊俊君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

追加日程第1 第25号議案

○議長(東 豊俊君) 追加日程第1、第25号議案、宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の専決処分(専決第8号)の承認についてを議題といたします。

本議案は、本日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長(浅田雅昭君) 本日審査付託のありました、第25号議案、宍粟市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の専決処分(専決第8号)の承認については、第2回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第25号議案の主な内容は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額についての改正及び民法の一部を改正する法律の施行に伴い、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を「100分の5」から「事故発生日における法定利率」に改正するものであり、政令が令和2年3月27日に公布され、令和2年4月1日に施行されたことから、急を要するため専決処

分されたものです。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、第25号議案については、全会一致で承認すべきものと決しました。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は承認であります。

お諮りします。

第25号議案については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第25号議案は、委員長報告のとおり承認することに決しました。

追加日程第2 第26号議案～第27号議案

○議長（東 豊俊君） 追加日程第2、第26号議案、宍粟市税条例等の一部改正の専決処分（専決第9号）の承認についてから、第27号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（専決第10号）の承認についての2議案を議題といたします。

本2議案は、本日の本会議で文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、9番、田中一郎議員。

○文教民生常任委員長（田中一郎君） 報告します。第26号議案、第27号議案審査報告について。

本日審査付託のありました、第26号議案、宍粟市税条例等の一部改正の専決処分（専決第9号）の承認についてから、第27号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（専決第10号）の承認についての2議案は、第2回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

まず、第26号議案の主な内容は、地方税法等の改正に伴い、宍粟市税条例等の一部改正を行うもので、土地または家屋について、所有者が死亡した相続登記がされるまで間、現に所有している者の氏名等を申告制とすること、及び所有者不明となった場合には、使用者を所有者とみなすことで、固定資産税の納税義務者を明確にしたものであります。

また、条例に引用している条文の文言の整理、条項ずれの対応であります。

続いて、第27号議案の主な内容は、地方税法施行令等の改正に伴い、課税限度額の引き上げと軽減判定の所得基準額を見直したものであります。

慎重に審査しました結果、第26号議案は全会一致で、第27号議案は賛成多数で承認すべきものと決しました。

報告いたします。

○議長（東 豊俊君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 10番の山下です。第27号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（専決第10号）の承認について、反対の立場から討論をいたします。

今回の一部改正は、地方税法の改正に伴うものです。昨年度に引き続き国民健康保険税の課税限度額が引き上げられております。2割・5割軽減世帯を拡大することは大切なことだと考えておりますが、課税限度額を引き上げて、その増収分を中間層部分に回して負担増を抑制するというやり方では、結果的には全ての世帯の負担増につながってしまいます。

国民健康保険は、市民の命や健康を守る社会保障の制度であり、宍粟市が独自に高過ぎる国民健康保険税を引き下げのために、一般会計からの繰り入れを行い、全ての加入者の負担軽減を行うべきであると考えております。

このような理由から、この条例の一部改正に賛成することはできません。

○議長（東 豊俊君） 次に、賛成者の発言を許します。

6番、大久保陽一議員。

○6番（大久保陽一君） 6番の大久保陽一です。第27号議案賛成の立場で討論を行います。

第27号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（専決第10号）の承認につきましては、地方税法施行令などの一部が改正されたことに伴い、課税限度額の引き上げと減額措置に係る軽減判定の所得基準を見直すものであります。

本件につきましては、いずれも地方税法などの一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに基づき、施行時期との整合性を図る上で急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分を行ったものであります。

議員各位におかれましては、諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 以上で討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第26号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は承認であります。

お諮りします。

第26号議案については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第26号議案は、委員長報告のとおり承認することに決しました。

続いて、第27号議案を採決いたします。

第27号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は承認であります。

お諮りします。

第27号議案を委員長報告のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(東豊俊君) 起立多数であります。

第27号議案は、委員長報告のとおり承認することに決しました。

追加日程第3 第28号議案

○議長(東豊俊君) 追加日程第3、第28号議案、令和元年度宍粟市一般会計補正予算(第6号)の専決処分(専決第7号)の承認についてを議題といたします。

本議案は、本日の本会議で予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、6番、大久保陽一議員。

○予算決算常任委員長(大久保陽一君) 令和2年4月28日に審査付託のありました、第28号議案、令和元年度宍粟市一般会計補正予算(第6号)の専決処分(専決第7号)の承認について審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

付託当日に委員会を開催し、運営要綱の規定により、詳細審査を二つの分科会で分担して行うことと決定しました。

最初に、総務経済分科会を開催、終了後、文教民生分科会を開催し、それぞれ関係職員に説明を求め審査を行いました。その後、第2回予算決算常任委員会を開催し、それぞれ分担して行った分科会の審査報告を受け、全体の委員会で審査を行いました。

分科会の報告は、次のとおりであります。

まず、総務経済分科会が審査した第28号議案の関係部分の主な内容は、企画総務部の関係では、やむを得ない事情により年度内完了が困難となった木育・ウッドスタート事業、情報通信施設機器更新事業及びしろう光ネット千種サブセンター整備事業について、繰越明許費に追加計上したものです。

次に、産業部の関係では、災害復旧関連の国庫補助金の確定遅延により、災害復旧費県補助金を減額し、財政調整基金より同額を繰り入れたものです。

次に、建設部の関係では、やむを得ない事情により年度内完了が困難となった道

路新設改良事業の路線の追加などにより、繰越明許の額を変更したものです。

関係職員に説明を求め、慎重に審査し、参考に賛否の確認をしましたところ、第28号議案の関係部分につきましては、全会一致で承認すべきものであったとのことです。

次に、文教民生分科会が審査した第28号議案の教育委員会分の主な内容は、幼稚園や児童福祉施設などにおいて、新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、各施設が講じる感染防止対策に必要な経費等を助成するものである。

子ども用マスクや消毒液、体温計、空気清浄機などの購入を予定しているが、品不足の状態が続いており、年度内の事業完了が困難であったことから、令和2年度に繰り越して事業を実施することとなったものである。

審査の中で委員からは、今後の対応、対策についてどうなっていくのかとの質問に対して、当局からは、引き続き国が定めた保育所感染症ガイドラインや宍粟市の新型インフルエンザ等対策行動計画をもとに対応していきたいとの回答があったとのことです。

そのほか、関係職員に説明を求め、慎重に審査し、参考に賛否を確認しましたところ、第28号議案の関係部分につきましては、全会一致で承認であったとのことです。

なお、子どもたちの安全や命を守るため、引き続きできる限りの努力をし、マスクなどの確保をしていただきたいとの意見があったとのことです。

全体会で以上の分科会審査報告の後、質疑と自由討議を行いました。

採決しました結果、第28号議案については、全会一致で原案を承認すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（東 豊俊君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて、質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は承認であります。

お諮りします。

第28号議案については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第28号議案は、委員長報告のとおり承認することに決しました。

追加日程第4 第29号議案

○議長(東 豊俊君) 追加日程第4、第29号議案、宍粟市国民健康保険条例及び宍粟市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、本日の本会議で文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、9番、田中一郎議員。

○文教民生常任委員長(田中一郎君) 報告します。第29号議案審査報告について。

本日審査付託のありました、第29号議案、宍粟市国民健康保険条例及び宍粟市後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、第2回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第29号議案の主な内容は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を受け、感染拡大防止の観点から、被用者が休みやすい環境をつくるため、緊急的特例措置として傷病手当金の支給制度について定めるものであります。

慎重にしました結果、第29号議案は全会一致で承認(後刻訂正発言あり)すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長(東 豊俊君) 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第29号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第29号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

追加日程第5 第30号議案

○議長(東 豊俊君) 追加日程第5、第30号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを議題とします。

本議案は、本日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

○総務経済常任委員長(浅田雅昭君) 本日審査付託のありました、第30号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定については、第2回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第30号議案の主な内容は、令和2年2月15日に発生した市公用車が一般車両に追突した事故について、市の過失責任を100%とし、本件事故により生じた車両修繕費、治療費、慰謝料、その他の損害に係る費用208万3,348円を賠償し、和解するものです。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、第30号議案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、朝礼等で職員に注意喚起を行うなど、安全運転の徹底を図るよう、委員会

として申し添えます。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第30号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第30号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

追加日程第6 第31号議案～第32号議案

○議長（東 豊俊君） 追加日程第6、第31号議案、令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）から、第32号議案、令和2年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の2議案を議題とします。

本2議案は、本日の本会議で予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、6番、大久保陽一議員。

○予算決算常任委員長（大久保陽一君） 令和2年4月28日に審査付託のありました、第31号議案、令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）及び第32号議案、令和

2年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の2議案について審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

付託当日に委員会を開催し、運営要綱の規定により、詳細審査を二つの分科会で分担して行うことと決定しました。

最初に、総務経済分科会を開催、終了後、文教民生分科会を開催し、それぞれ関係職員に説明を求め審査を行いました。その後、第2回予算決算常任委員会を開催し、それぞれ分担して行った分科会の審査報告を受け、全体の委員会で審査を行いました。

分科会の報告は、次のとおりであります。

まず、総務経済分科会が審査した第31号議案の主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策として、経営に支障を来している市内事業者の資金繰りを支援するための信用保証付き融資に対する助成制度を設けるとともに、マスク・消毒液の購入などに活用した予備費について、今後の緊急やむを得ない事案に対応できるよう、追加計上するものです。

また、公用車事故に係る賠償金を計上するものです。

なお、歳入としては、財政調整基金の繰り入れにより対応するほか、公用車事故に係る損害賠償金の追加を行います。

審査の中で委員からは、信用保証助成制度の60件の想定について、どのように把握しているのか。また、交付要綱の制定と予算措置の時期との整合性について質疑があり、当局からは、セーフティーネット認定申請の認知件数や、商工会のアンケートなどから推測した。時期については、予算の議決と同時に施行することで事務調整を進めてきたとの回答があったとのこと。

関係職員に説明を求め、慎重に審査し、参考に賛否の確認をしましたところ、第31号議案につきましては、全会一致で賛成であったとのこと。

次に、文教民生分科会が審査した第32号議案の主な内容としましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を受け、傷病手当金の支給制度を設けたことによる補正である。

参考に賛否の確認をしましたところ、第32号議案につきましては、全会一致で賛成であったとのこと。

全体会で、以上の分科会審査報告の後、質疑と自由討議を行いました。

採決しました結果、第31号議案から第32号議案までの補正予算2議案については、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（東 豊俊君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて、質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第31号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第31号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第31号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

続いて、第32号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第32号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第32号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

田中委員長。

○文教民生常任委員長（田中一郎君） 失礼いたします。先ほど委員長報告で第29号議案についての審査報告につきまして、全会一致で「承認」すべきものと報告いた

しましたが、全会一致で「可決」すべきものでありました。訂正いたします。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

今期臨時会に付議されました案件は、全て議了いたしましたので、閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって、第90回宍粟市議会臨時会は、これをもって閉会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 1時59分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 東 豊 俊

宍粟市議会議員 大久保 陽 一

宍粟市議会議員 田 中 孝 幸